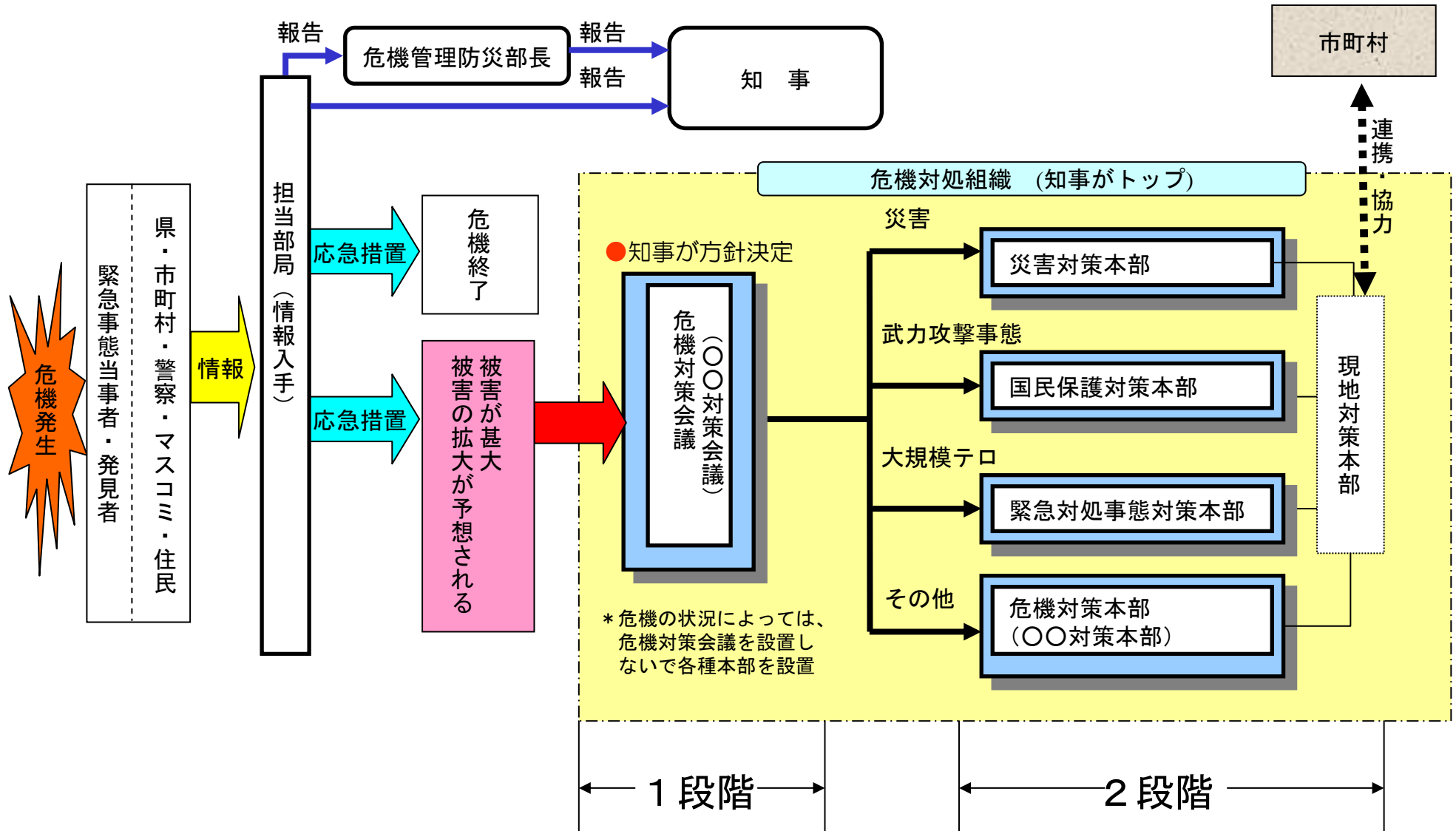


埼玉県の危機管理体制

埼玉県

危機管理防災部 危機管理課

●知事をトップとする2段階の危機対処組織

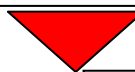


埼玉県行政組織規則抜粋

第百八十八条 次の表の上欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

2 前項の規定にかかわらず、危機管理防災部長にあつては、危機が生じた場合又は発生するおそれがある場合において、知事の命を受け、危機に対処する事務を掌理するとともに、知事が指定する事務に限り、部長その他の職員を指揮監督する。



危機対策会議

議長...知事
副議長...副知事、
危機管理防災部長
委員...出納長、知事室長、
総合政策部長、
総務部長、報道長、
その他関係部局長

災害対策本部

本部長 ...知事
副本部長...副知事、
危機管理防災部長
本部員 ...出納長、出納局長、
公営企業管理者、
病院事業管理者、
各部長、
知事室長、
教育長、～

国民保護対策本部

本部長 ...知事
副本部長...副知事、
危機管理防災部長
本部員 ...出納長、
公営企業管理者、
病院事業管理者、
教育長、知事室長、
各部長、
出納局長～、

危機対策本部

本部長 ...知事
副本部長...副知事、
危機管理防災部長
本部員 ...出納長、
公営企業管理者、
病院事業管理者、
教育長、
警察本部長、
知事室長、各部長、
報道長

※緊急対処事態対策本部も同じ

危機管理能力強化研修

職員の意識改革の一環として、すべての職員が危機発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理能力強化研修を実施する。平成17年度から3年間で県職員全員（知事部局）が受講する。

平成17年度＝2, 275名修了
平成18年度＝3, 051名修了
平成19年度＝2, 500名修了予定

講義と実技の組み合わせで
6時間のカリキュラム

講義（3時間）

- 1 危機対応について
- 2 災害対応について
- 3 危機対処演習



実技（3時間）

- 1 救命法とは
- 2 心肺蘇生法の流れ
- 3 AEDの使用方法



県・市町村危機管理リーダー養成研修

県及び市町村の危機管理担当職員を対象として、危機発生時に、危機管理責任者として適切な対応がとれるよう、リーダー養成と県・市町村の連携強化を図ることを目的として、実践面を重視した研修を実施する。

県職員.....各部局調整幹（課長級）、危機管理防災部兼務職員、
 地域創造センター所長
 市町村職員...危機管理・防災主管課長

平成18年度のカリキュラム

1 日 目	基調講演 「新潟県中越地震の教訓」 講師：長島忠美氏 （衆議院議員・旧山古志村村長）	危機管理概論 講師：幸田雅治氏 （消防庁総務課長）	危機広報 （クライシス・コミュニケーション） 講師：埼玉県報道長ほか
2 日 目	講義 「対策本部活動について」 講師：埼玉県危機対策幹		演習 「災害を想定した図上訓練」 講師：埼玉県危機対策幹

危機管理・防災予備員制度とは

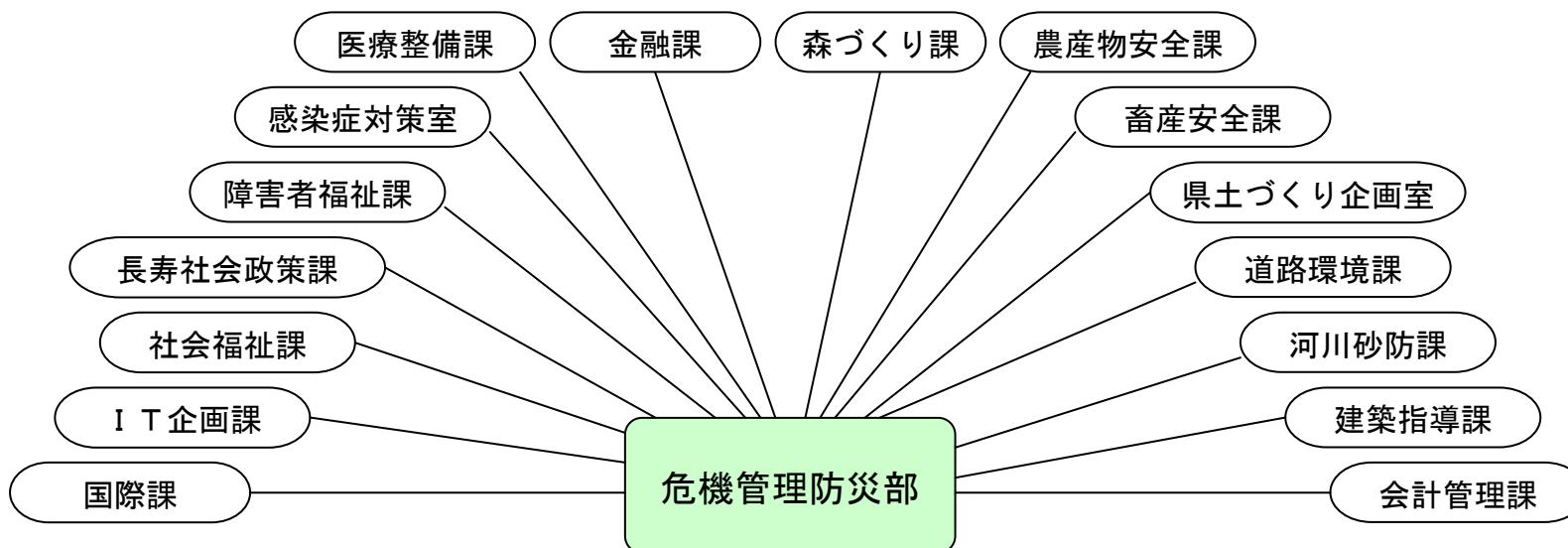
大地震発生時等の非常時に備え、緊急時の要員として他部局に異動した職員や退職した職員を登録し、危機発生時において、危機管理体制に組み込むシステム。

	兼務職員（現役職員）	危機管理・防災アドバイザー（退職した職員）
対象者	発令日から遡って5年以内に、 ①危機管理防災部の副部長級以上で在籍した職員 ②危機管理課・消防防災課に在籍した職員	発令の日から遡って5年以内に、 危機管理防災部に在籍した元職員
職務	重大な危機が発生した場合に、危機対処業務に従事する。	県の危機対処活動について助言又は支援に係る事務処理を行う。
身分	兼職又は併任（他任命権者の場合）	非常勤職員。職名は「危機管理・防災アドバイザー」
位置づけ		
候補者	47人（平成18年度）	5人（平成18年度）

兼務発令

危機管理や防災の実質的責任者である関係課長を部付きの副参事として兼務発令するとともに、関係課の副課長等を兼務発令し、平常時から合同で訓練や実践的対策の検討などを行うことにより、危機発生時に速やかに危機に対応できる体制の構築と実務の指揮者の養成を図る。

- (1) 平常時から危機管理や防災に関する情報の共有化を図る。
- (2) 定期的に関係各課合同の危機対処訓練等を実施し、実務上の指揮者としての資質を養う。
- (3) 危機管理や防災に関する戦略や実践的対策の検討を行う。



	所属部名	部付き副参事	危機管理課付き主幹等	消防防災課付き主幹等	主な担当業務
1	総合政策部	国際課長	総合調整等担当副課長		海外での県民が関わるテロ、事故等対策
2	総務部	IT企画課長	企画等担当副課長	企画等担当副課長	災害時等の情報システムの整備
3	福祉部	社会福祉課長	社会福祉担当副課長	社会福祉担当副課長	災害時等のボランティア対策
4	福祉部	長寿社会政策課長	長寿社会政策担当副課長	長寿社会政策担当副課長	災害時要援護者対策 高齢者の救援・避難対策
5	福祉部	障害者福祉課長	総務等担当副課長	総務等担当副課長	災害時要援護者対策 障害者の救援・避難対策
6	保健医療部	感染症対策室長	企画・調整担当主幹		SARSなどの感染症の予防及び感染症対策、 生物兵器テロ対策
7	保健医療部	医療整備課長	医療整備担当主幹	医療整備担当主幹	危機発生時の医療体制の整備
8	産業労働部	金融課長	企画担当主幹		金融機関の破綻対策
9	農林部	森づくり課長		治山等担当主幹	森林保全、地すべり防止
10	農林部	農産物安全課長	JAS法等担当主幹	JAS法等担当主幹	災害時等の食糧の備蓄 O157対策
11	農林部	畜産安全課長	家畜防疫等担当主幹		高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病 の予防及びまん延の防止
12	県土整備部	県土づくり企画室長	企画等担当副室長	企画等担当副室長	災害等に強い県土づくりの総合的企画及び調整
13	県土整備部	道路環境課長	防災等担当主幹	防災等担当主幹	道路の崩落防止などの道路災害対策、避難経路 候補路等の選定
14	県土整備部	河川砂防課長	防災等担当副課長	防災等担当副課長	水防、土砂災害対策、ダム等の安全確保対策
15	都市整備部	建築指導課長		震災対策・福祉のまちづくり 担当副課長	建築物の耐震対策
16	出納局	会計管理課長	決算、公金管理・出納担当 副課長		金融機関の破綻対策

年度	月	内容
H15 以前	H7	職員による当直体制の開始（地震対応のみ） 幹部職員の公舎入居
	H8	秩父防災基地の供用開始
	H9	震度情報ネットワークシステムの整備
	H12	中央防災基地の供用開始
防災情報システムの整備		
H15	7月	熊谷防災基地の供用開始
	12月	国民保護法制準備室長の設置
H16	4月	危機管理課の設置（国民保護法制準備室長を改組）
	10月	埼玉県危機管理指針の策定
	10月	知事をトップとする2段階の対処組織の整備
	11月	当直機能の強化（あらゆる危機情報に対応）

年度	月	内容
H17	4月	埼玉県行政組織規則の改正（危機管理防災部長の指揮監督権限明記）
	4月	危機管理防災部の発足
	4月	他部局職員を兼務発令
	4月	防衛庁OBの採用（危機対策幹）
	10月	危機管理・防災予備員制度の実施
	1月	「国民保護に関する埼玉県計画」の策定
	1月	市町村国民保護モデル計画の作成
H18	3月	埼玉県危機管理・防災戦略の策定
	6月	防災ヘリコプター「新あらかわ1号」就航
	7月	埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の発足
	7月	県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」の発足

佐賀県の危機管理体制

— 知識より意識 —

1. 基本スタンス

2. 危機管理・報道監と危機管理・広報課

3. 組織体制

4. 佐賀県における危機

5. 佐賀県における危機とは(危機の覚知と情報伝達)

6. 危機への対応

7. 県民への情報提供

8. 危機管理意識の涵養(職員研修(平成18年度))

9. 課題 これからの佐賀県の危機管理



佐賀県における『危機管理』の基本スタンス

危機発生時には、県民への迅速で正確な情報提供が不可欠

危機管理と広報・報道は密接な関係がある

～危機管理とあわせて、どういう情報を県民に外部に提供していくかということを一元的に管理～

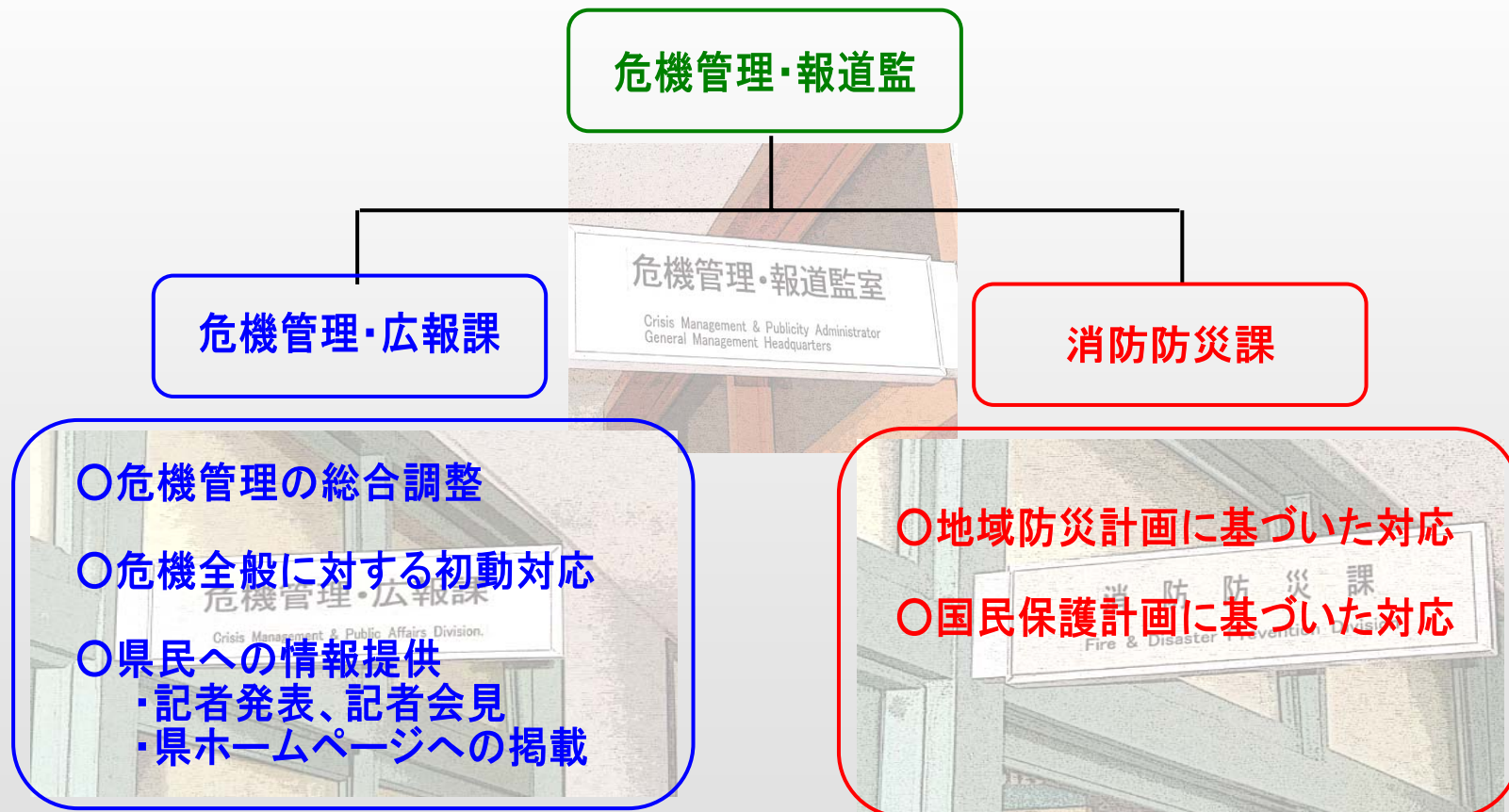
【平成16年4月 危機管理・報道監(部長級)、危機管理・広報課 新設】

危機管理・報道監

必要があれば知事に代わって対応方針の決定や報道対応

3. 組織体制

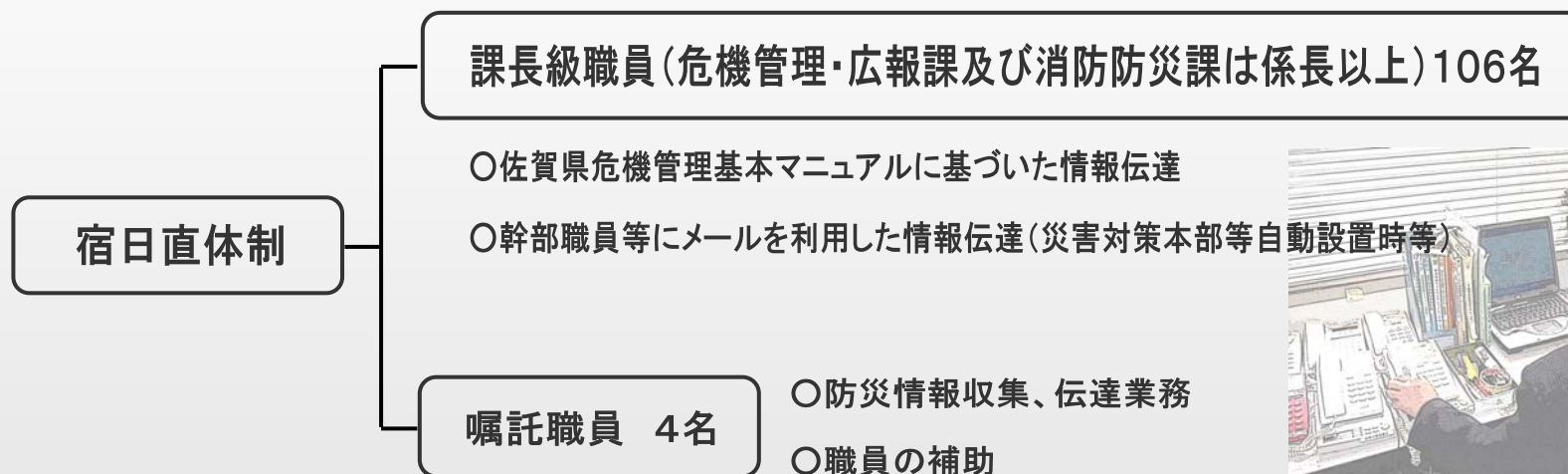
① 危機管理・報道監の下に、『危機管理・広報課』及び『消防防災課』を配置



3. 組織体制

② 24時間体制の危機管理

【職員と嘱託職員による宿日直】



【危機管理・広報課 及び 消防防災課の体制】

予め対応日を指定した1班4人の班を編成し、時間外、土日祝でも初動対応が可能な体制に。

3. 組織体制

③ 危機発生時の庁内組織体制

『複数課にまたがる場合、また総括所管課がない場合、危機管理・報道監が総括所管課を決定』

7月31日 埼玉県の市営プールでの死亡事故発生

【庁内の関係課6課】

危機管理・報道監は
総括所管課を決定

1)こども課（幼稚園、保育園のプール）

2)私学文化課（私立学校のプール）

3)母子保健福祉課（児童自立支援施設のプール）

4)生活衛生課（遊泳用のプール）

5)まちづくり推進課（都市公園のプール）

7)体育保健課（公立学校のプール、公営プール）

危機管理・広報課
助言・指導

総括所管課『こども課』を中心に一元的な対応

4. 佐賀県における危機

佐賀県における危機とは...

- 県民の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼす、又は及ぼす恐れのある事態
(例えば、自然災害、テロ行為、鳥インフルエンザ等)
- 県の評価を著しく損なう事態
(例えば、インターネット等での県に対する誹謗中傷等)
- 県に対する県民の信頼を損なう事態
(例: 職員の重大な不祥事・事故等)

— 出典: 佐賀県危機管理基本マニュアル(H17.3策定)

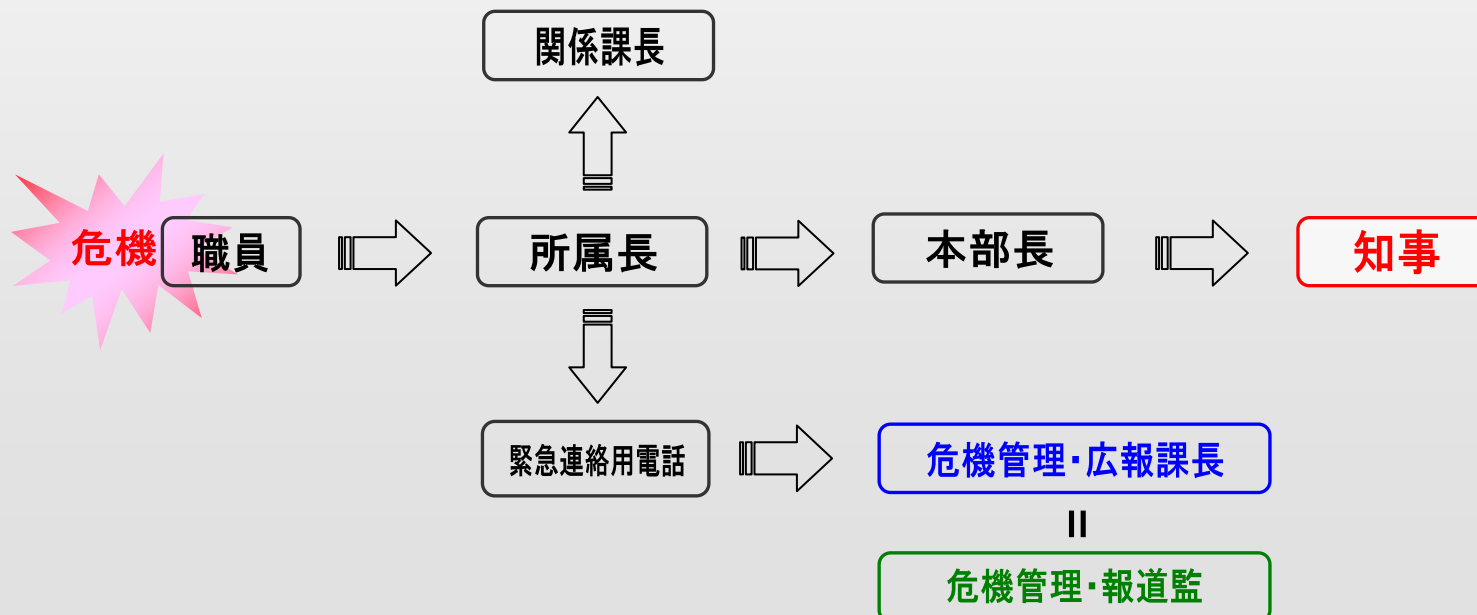
5. 佐賀県における危機とは(危機の覚知と情報伝達)

危機の判断

- 危機の判断は所属長
- 判断に迷った時はまず危機とみなして対応

危機時の情報伝達ルート

- 職員が覚知した内容を迅速かつ的確にトップへ伝達(目標:15分以内)



危機管理・広報課での取組み

①危機事象の把握

テレビ、新聞、インターネット等の報道を注視。

- ・他県で発生した事例について、当県でも同様の事例がないか所管課に確認
- ・海外での大きな事件・事故が発生した場合は、県民等の安否について情報収集

②指導・助言

対応の必要があれば、危機管理・広報課長が所管課の課長に直接、指導・助言
(発表のタイミング、発表内容等)

③事例の蓄積

対応したものについては、緊急・異常事態等の情報収集実績例として整理し、事例を積み重ねていく

6. 危機への対応

【危機事象の把握・事例①】



7月14日(金)夜 【経済産業省記者発表】

『一酸化炭素中毒事故の再発防止について』

経済産業省発表では九州の中毒事故なし

7月15日(土)

危機管理・広報課長

くらしの安全安心課に現状確認の指示

7月18日(火)県庁 連絡会議開催(主催:くらしの安全安心課)

- ・くらしの安全安心課(県民生活の安全)
- ・健康福祉本部企画経営グループ(県福祉施設等)
- ・建築住宅課(県営住宅)
- ・総務法制課(庁舎)
- ・消防防災課(液化石油ガスに関すること)

- ・佐賀県エルピーガス協会
- ・佐賀ガス株式会社

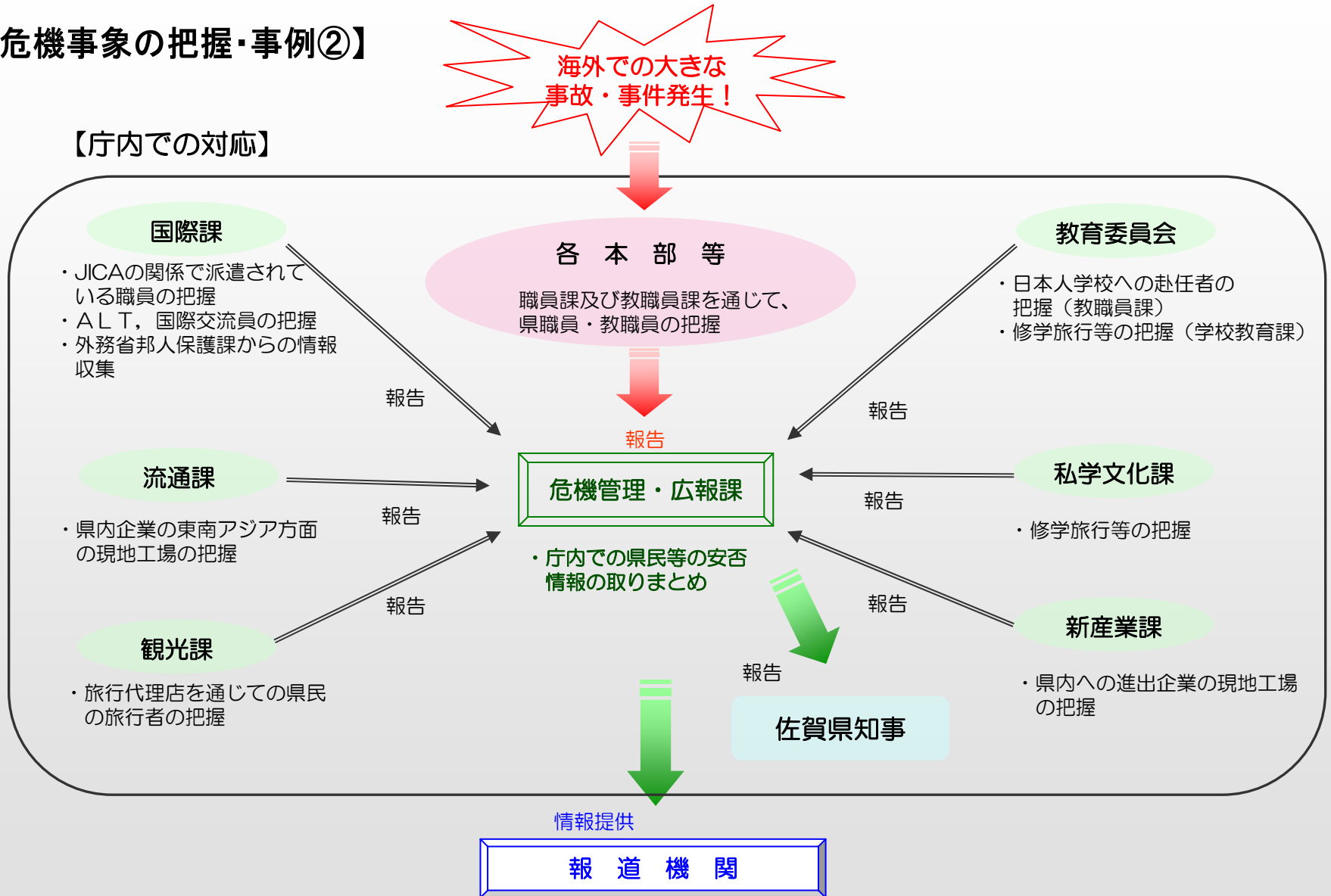
- ・県内に設置されている点検対象製品数
- ・県の対応、相談窓口

7月19日(水)

報道機関に情報提供

6. 危機への対応

【危機事象の把握・事例②】



7. 県民への情報提供

県民への情報提供 事例①

福岡西方沖地震

大きな被害なし
安心！

佐賀県はリアルタイムに
県HPの『緊急情報』に掲載



緊急情報

- 県内での震度6弱の地震が発生しました
- 玄海原子力発電所への影響はありません
- ▼ 県内で震度6弱の地震が発生しました
- ・ 地震の発生に伴い災害対策本部を設置しました(11:30掲載)
- ：
- ・ 県内の被害状況(20日13:00現在)
- ・ 県内の道路状況(20日13:00現在)

平常時(日曜)

H17. 3. 13(日)

佐賀県ホームページ アクセス件数

1. 463件

地震当日(日曜)

H17. 3. 20(日)

佐賀県ホームページ アクセス件数

12. 343件

7. 県民への情報提供

①報道機関への情報提供

- ・危機管理・広報課が所管課が作成したプレスリリースをチェック
- ・記者会見の際は、危機管理・報道監が同席

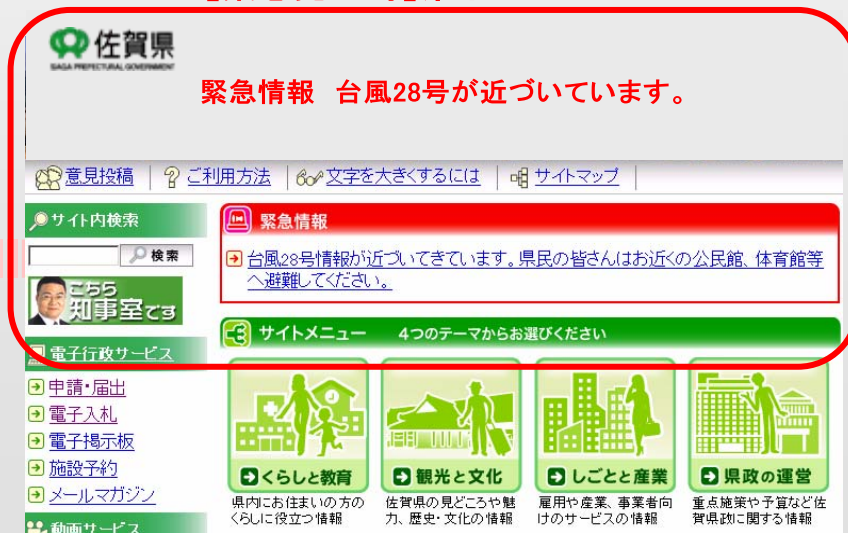
②県ホームページの積極的活用

- ・災害時の細やかな生活情報、安全・安心情報も提供、危機発生時の県民への一元的情報提供し、県民の不安を解消
(災害情報連絡室設置と同時にサイト緊急情報に掲載)

【通常時】県ホームページ



【緊急発生時】県ホームページ



7. 県民への情報提供

県ホームページの積極的活用 事例①

宮崎鳥インフルエンザ

宮崎県

1月11日(木) 宮崎県で鳥インフルエンザ発生

国



1月11日(木) 23:00【農林水産省記者発表】

国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

- このまでの経緯
平成19年1月11日改、宮崎県庁から農林水産省に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例(1月10日及び11日に7,700羽の死亡も確認)の連絡があり、経緯、経路に就いてウイルス分離等の検体調査を実施しているところである。
 - 今後の対応
(1)緊急の措置として検体調査が終了するまでの間、農林水産省及び宮崎県は以下の対応を実施することになった。
 - 1)宮崎県内感染防止策に基づき、当該農場の飼養鶏の隔離
 - 2)当該農場に対する移動体者の制限
 - 3)当該農場周辺の飼養農場の状況等についての緊急な把握
 - (2)高病原性鳥インフルエンザと疑われる場合には、関係者の協力、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、広域にわたる調査を中心として実施する。
- ※移動制限(検等)の安全な、感染源を断絶するおそれのある物品等(対象とし、畜舎、発生農場を中心とした半径10km以内の区域で実施)こうした措置は、他の養鶏農場に感染が広がることを防止するためのものです。

佐賀県

1月15日(月)【店頭での不適切表示防止】
県民の安全 安心課



1月17日(水)【持ちこみ野鳥検査結果報告】
県畜産課

1月15日(月)【養鶏場増立ち入り検査で異常なし】
県畜産課



県民の皆様に佐賀県の状態を適時報告

『佐賀県は鳥インフルエンザに取り組んでいます』

1月14日(日)【防疫対策連絡協議会の開催】
県畜産課



1月12日(金)【24時間相談窓口設置】
県畜産課



8. 危機管理意識の涵養(職員研修(平成18年度))

新規・中途採用職員対象

4月5日 新規職員研修 『佐賀県庁の危機管理』

4月5日 中途採用職員研修 『危機管理・マスコミ対応について』

管理職対象

8月10日～11日 メディアトレーニング

1日目: 全体講義

2日目: 模擬記者会見

8月11日 管理職早朝研修 『自治体における経営者としての危機管理』

一般職員対象

12月14日～15日 『危機管理』講座

その他

佐賀県危機管理基本マニュアル一部改正時 説明会

- ・知事の帰庁基準 及び 現地調査実施基準 追加(H18.6.3改正)
- ・危機に備えた危機管理・広報課の体制、心構えを明文化(H18.9.25改正)



管理職員の危機と判断できる意識の向上

職員一人ひとりの危機意識のさらなる醸成

個別事象の危機レベル（オンアラートレベル）認定システムの確立

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 平成 18 年度報告書（中間報告書）スケルトン（案）

1. はじめに

2. 検討会の検討対象範囲等について

- 検討の対象とする事案の範囲
- 検討の進め方（機能論→体制整備方策論[4項目]）

3. 危機管理事案への対処事例の調査・分析

- ①高病原性鳥インフルエンザ（京都府）
- ②重症急性呼吸器症候群（SARS）（京都府）
- ③JR福知山線脱線事故（兵庫県）
- ④シティハイツ竹芝エレベータ事故（港区）
- ⑤新潟県中越大震災（新潟県）
- ⑥新潟県豪雨災害（新潟県）

4. 「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」について

- 調査の概要
- 調査票
- 調査結果

5. 先行的取組団体の取組の概要

- 第5回検討会で聴取する団体の取組内容（埼玉県、佐賀県）
- 現地調査の結果概要（秋田県、京都市）

6. 来年度の検討会における議論の方向性

7. 参考資料